

議案第八号

職員の休日及び休暇に関する条例の制定について

次のとおり職員の休日及び休暇に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十五年二月十二日

三朝町 坂出 雅巳

昭和四拾三年 貳月拾貳日 議案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

鳥取県 三朝町 議長 印

職員の日及び休暇に関する条例

(昭和 年 月 日)
条例 第 号

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十四条第六項の規定に基づき、職員の日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

(休日)

第二条 職員の日は、国民の祝日に關する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する日とする。

(休暇)

第三条 職員の日は、有給休暇とする。

2 有給休暇とは、職員が任命権者の承認を得て、正規の勤務時間中に給与を受けて勤務しない期間をいう。

(有給休暇の種類)

第四条 有給休暇の種類は、次に掲げるとおりとする。

一 年次休暇

第五編 公務員（職員の日及び休暇に関する条例）

〔鳥中文〕

二 病氣休暇

三 特別休暇

四 年始及び年末の休暇

(年次休暇)

第五条 職員は、任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）の承認を得て、規則の定めるところにより、一年につき年次休暇の繰越を含め四十日をこえない範囲内で^{有給}休暇を受けることができる。

(病氣休暇)

第六条 職員は、負傷又は疾病により療養を要する場合には、規則の定めるところにより、任命権者の承認を得て有給休暇を受けることができる。

(特別休暇)

第七条 職員は、前二条に規定するもののほか、特別の理由がある場合には、規則の定めるところにより、任命権者の承認を得て有給休暇を受けることができる。

(年始及び年末の休暇)

第八条 一月二十日及び三十一日並びに十月二十九日、三十日及び三十一日、年始及び年末の休暇とする。

第九条 一月二日から同月五日までの日及び十二月三十一日は、年

第五編 公務員（職員の休日及び休暇に関する条例）

始及び年末の有給休暇とする。

（臨時職員等の休日及び休暇）

第九条 法第二十二条の規定に基づき、臨時的に任用された職員及び非常勤職員の休日及び休暇については、職員の勤務の実情に応じ、他の職員との権衡を考慮して規則で定める。

（規則への委任）

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（ 職員の休日及び休暇に関する条例の廃止）

2 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和二十一年三朝町条例第三二二号）は、廃止する。